

議案第 7 2 号

市川市教育振興審議会条例の一部改正について

市川市教育振興審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 1 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市教育振興審議会条例の一部を改正する条例

市川市教育振興審議会条例（平成 2 3 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会事務局教育政策室」を「教育委員会事務局生涯学習部」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

教育委員会事務局の組織改正に伴い、教育振興審議会の事務の所管部を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。